

入札参加における注意事項

1. 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定されている者に該当しないこと。
- (2) 公告日において、瑞穂市、本巣市及び北方町（以下、もとす広域連合構成市町という。）の入札参加資格者名簿の機械器具設置工事で登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例による事とされる構成事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第 199 条又は第 200 条の規定による更生計画認可（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例による事とされる更正事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第 174 条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) もとす広域連合構成市町において、入札参加資格停止措置を、入札参加資格申請期限日から契約締結の日までの期間内に受けていないこと。
- (6) もとす広域連合構成市町が規定する「契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加停止措置を、当該工事の開札の日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ただし、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある」とは以下に該当する者とする。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該者

なお、設計業務等の受託者等の詳細は、別紙「入札公告」の「2. 入札参加資格」に示すとおりとする。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(9) 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、本件の入札参加資格確認申請書の受付最終日以前に3ヵ月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属会社の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヵ月に満たない場合にあっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

(10) 監理技術者が必要な工事にあつては、入札公告において示す建設業の監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を受講した者であること。

(11) 次の①から③に定める届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

2. 入札手続等に関する事項

(1) 入札参加申請について

① 本工事の入札に参加希望者は、入札公告で指定された入札担当課に出向き、設計図書の閲覧又は貸付を受けなければならない。

② 設計図書の貸付を受けた者は入札公告で指定された入札期日までに、入札担当課に返還すること。

③ 本工事の入札に参加希望者は、入札公告で指定された期日までに、入札参加申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。郵送による入札参加申請は認めない。

(2) 質疑事項について

① 本工事に係る質問がある場合は、発注者が指定する質疑書に質問事項を記載の上、入札公告で規定された入札担当課宛に、FAX 又は持参しなければならない。

② 質疑書を入札担当課まで送付した場合は、電話にて着信確認をすること。

③ 質問に対する回答は、入札公告で指定された期日までに、全ての入札参加者に、FAX で送付する。

(3) 入札方法について

① 入札公告で規定された開札日に、入札書及び工事費内訳書を封筒に入れ、開札場所に持参しなければならない。郵送及び電送による提出は認めない。

② 入札書及び工事費内訳書を入れた封筒は、封かんすること。

③ 入札参加者に代わって代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

④ 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわ

らず、契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を控除した金額）を記載すること。

⑤ 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え、又は撤回することができない。

⑥ 入札を辞退する場合は辞退届を入札担当課に提出すること。

(4) 工事費内訳書について

本工事の入札にあたり、入札書と一緒に提出する工事費内訳書は以下の条件を満たしていること。なお、工事費内訳書は返却しない。

① 入札書の金額と工事費内訳書の工事価格（消費税別）は、一致していること。

② 表紙に仕様書番号、工事名及び会社名を明記すること。

③ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じさせるものでない。

(5) 開札について

① 開札は、入札公告で指定された場所で行い、入札者又はその代理人が立ち会うことができる。立ち会えない場合は、当該入札事務に関係のない職員が立ち会う。

② 開札時においては、有効と認められる入札の中から、予定価格の制限の範囲内で最も入札金額の低い者から落札候補者を決定する。ただし、落札候補者がいない場合は、再度入札を1回だけ行う。

③ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2社以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。

④ ③の場合において、入札をした者が開札に立ち会っていない場合は、当該入札事務に関係のない職員がくじを引く。

(6) 落札者の決定について

落札候補者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該入札者を落札者として決定するので、指定された期日までに、次に掲げる書類を入札担当課まで持参すること。

① 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）

② 入札公告で指定した施工実績を証明する書類

例）CORINS 竣工登録工事カルテ受領書の写し、工事請負契約書等の写し

③ 配置予定技術者の資格の写し

④ 配置予定技術者の健康保険証等の写し

⑤ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（最新の物）

(7) 入札の無効に関する事項について

以下の場合は、入札を無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者とした場合は、落札を取り消す。

① 入札公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき

② 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

③ 入札に関する条件に違反した入札

④ 委任状を持参しないで代理人がした入札

⑤ 入札書に記名押印がないとき、又は記載内容が明らかでないとき

- ⑥ 入札書の金額が訂正してあるとき
 - ⑦ 同一の入札参加者が2以上の入札をしたとき
 - ⑧ 入札参加者が他の入札参加者の代理をし、又は代理人が2以上の入札参加者の代理をしたとき
 - ⑨ 入札に関し、談合等の不正行為があったとき
 - ⑩ 工事費内訳書の提出をしなかったとき
 - ⑪ 法令及びもとす広域連合契約規則（平成13年規則第15号）に違反したとき
- (8) 落札の無効に関する事項について
落札者が、特別の理由もなく落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。
- (9) 入札又は開札の中止について
以下のいずれかに該当する場合は、入札又は開札を中止する場合がある。この場合における損害は入札参加者の負担とする。
- ① 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をする等入札を公正に執行できないと認められるとき。
 - ② 入札参加者が1人だけの場合
 - ③ 天災その他やむを得ない理由等
- (10) 契約書の提出
落札者は、発注者から交付された契約書の案に記名・押印し、仕様書、図面等とともに「袋とじ」した上、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。

3. その他

- (1) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、もとす広域連合競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成16年要綱第4号）に基づき参加資格の停止となる。
- (2) 落札者は、資料に記載した配置予定技術者を本工事の現場に配置すること。
- (3) その他詳細不明な点については、入札担当課に照会すること。